14	2.2
15	2.2
16	2.1
17	2.1
18	2.1
19	2.1
20	2.1
21	2.1
22	2.1
23	2.1
24	2.1
25	2.1
26	2.1
27	2.1
28	2.1
29	2.0
30	2.0

別添四十一3・1・1・に次のように加える。

⑷　一方向の測定中、外的要因又は運転者により走行抵抗試験に影響を及ぼすことが発生した場合には、当該測定及びその逆方向の測定を不合格とする。この場合において、⑶に定義する統計的精度を満たす全ての測定値ペアを評価するものとし、不合格とされた測定値ペアの数が測定値ペア総数の１／３を超えないこと。

⑸　各指定速度における惰行時間の測定を１回の走行で行うことができない場合にあっては、当該走行を分割して惰行時間の測定を行ってもよい。この場合において、各分割点において試験自動車の安定性を可能な限り維持すること。

別添四十一3・2・2・⑵中「0.25秒」を「0.10秒」に改める。

別添四十一3・2・2・⑷、⑸及び⑹を次のように改める。

⑷　各指定速度での測定における、⑸により算定した測定車速からの速度偏差は、表３の値の範囲内であること。また、各指定速度における測定車速は、±１km／h又は指定速度の２％のいずれか大きい値を上限として、各指定速度から超えないこと。

表３　速度偏差

期間（秒）	速度偏差（km／h）
５～10	±0.2
10～15	±0.4
15～20	±0.6
20～25	±0.8
25～30	±1.0
30～	±1.2

⑸　次式に基づき、⑵において測定した往路及び復路のデータセットから各測定の測定車速及び走行トルクを算定すること。

$$v_m=\frac{1}{k}\sum_{i=1}^{k}v_i$$

$$T_m=\frac{1}{k}\sum_{i=1}^{k}T_i-T_s$$

v_m：測定車速（km／h）

T_m：走行トルク（Nm）

v_i：各指定速度におけるi番目のデータセットの車速（km／h）

k：単一測定におけるデータセットの数

T_i：i番目のデータセットのトルク（Nm）

T_s：次式により算定される補正項（Nm）

T_s：$(m_{av}+m_r)\times\alpha\times r$

m_{av}：走行抵抗測定の開始時及び終了時における試験自動車の重量の平均値（kg）

m_r：ギヤがニュートラルである場合に回転するすべての車両構成部品の等価慣性重量（kg）

ただし、T_sは0.05以下とし、αが±0.005m／s^2以内の場合は無視してもよい。rは80km／hで測定したタイヤの動的半径（m）であり、次式により算定される。

$$r=\frac{1}{3.6}\times\frac{v_m}{2\times\pi N'}$$

この場合において、N'は駆動タイヤの回転周波数（Hz）である。

αは平均加速度（m／s^2）であり、次式に基づき算定される。

$$\alpha=\frac{1}{3.6}\times\frac{k\sum_{i=1}^{k}t_iv_i-\sum_{i=1}^{k}t_i\sum_{i=1}^{k}v_i}{k\times\sum_{i=1}^{k}t_i^{\,2}-\left(\sum_{i=1}^{k}t_i\right)^2}$$

ただし、t_iはi番目のデータセットが取得された時間（s）とする。

⑹　各指定速度における走行トルクの測定は、連続して測定した往路及び復路の測定値（以下「測定値ペア」という。）を１組として、連続した３組以上30組以下の測定値ペアが次式により定義される統計的精度ρを満たすまで行うこと。

$$\rho=\frac{h\times\sigma}{\sqrt{n}\times\overline{T}}\leqq0.03$$

n：T_mに関する測定値ペアの数

$\overline{T}$：各指定速度における走行抵抗（Nm）であり、次式により算定される。

$$\overline{T}=\frac{1}{n}\sum_{i=1}^{n}T_{mi}$$

ただし、T_{mi}は各指定速度におけるi番目の測定値ペアの平均トルク（Nm）であり、次式により算定される。

$$T_{mi}=\frac{1}{2}\times(T_{mai}+T_{mbi})$$

T_{mai}及びT_{mbi}は、それぞれ、各方向について各指定速度におけるi番目の測定値の走行トルク（Nm）

s：次式により算定される標準偏差（Nm）

$$s=\sqrt{\frac{1}{k-1}\sum_{i=1}^{k}(T_{mi}-\overline{T})^2}$$

h：3.1.1.⑶の表１に示すnの関数としての係数

別添四十一3・2・2・に次のように加える。

⑺　各指定速度における走行トルクの測定を１回の走行で行うことができない場合にあっては、当該走行を分割して走行トルクの測定を行ってもよい。この場合において、各分割点において試験自動車の安定性を可能な限り維持すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百三十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

170　第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第百三十五号）による改正前の国土交通省告示別添四十二の規定に適合するものであれば細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十九年三月三十日以前に製作された自動車

二　平成二十九年三月三十一日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十九年三月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車であって、平成二十九年三月三十一日以降に排出ガス発散防止に係る性能について変更がないもの

ロ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成二十九年三月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査を受けようとし、又は予備検査又は受けたもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。